社会福祉法人　康和会　ケアハウスオレンジガーデン　重要事項説明書

1. 事業主体概要

事業所の名称	社会福祉法人　康和会
法人所在地	〒274-0816　千葉県船橋市芝山 7-41-2
代表者氏名	宍倉　喜久雄
電 話 番 号	047-461-5356
設立年月日	平成１１年６月２３日

2. ご利用施設

施設の名称	ケアハウス　オレンジガーデン
施設の所在地	〒274-0816　千葉県船橋市芝山 7-41-3
施設長名	宍倉　健史
電話番号	047-461-8236
FAX 番号	047-461-8238
開設年月日	平成１２年１１月１日

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	この規程は、社会福祉法人康和会が設置経営するケアハウス　オレンジガーデン(以下「施設」という。)の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の安定並びに生活の充実を図ることを目的とする。
運営の方針	当施設の管理運営については、ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく、心豊かに生活できるよう、配慮していくものとする。

4. 職員及び職務

施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

施設長１人(特別養護老人ホームと兼務)

法人理事長の命を受けてホームの業務を統轄する。

副施設長１人(特別養護老人ホームと兼務)

施設長を補佐し、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元に的に行う。

生活相談員１人以上

入居者の処遇全般に関する事業計画の立案、実施に関わる業務及び生活相談の業務に従事する。

介護職員２人以上

入居者の日常生活の介護に従事する。

その他、必要に応じ、非常勤職員を置くことができる。

栄養士　１人　(特別養護老人ホームと兼務)

入居者の食事の献立作成、栄養計算

5. 定員　　６２名

6. 施設サービスの概要

種　　類	内　　容
食　　事	・栄養士による栄養バランスを考慮した、高齢者の健康に配慮した食事を３食提供するものとする。 特に医師の指示があった場合は、その指示により特別の食事を提供する。 ［食事時間］　朝　食　　8：00～　9：00 昼　食　　12：00～ 13：00 夕　食　　18：00～ 19：00
入　　浴	・入浴準備は入居者が定められた時間帯に入浴が出来るようにするものとします。　入居者は、伝染性疾患などの疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。 ［入 浴 日］　月・火・水・金・土 ［入浴時間］　15：00～20：00
生活相談	・入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は、誠意をもって対応し、適切な助言を行う。また、必要に応じて各種サービスなどとの十分な連携を図り、その有効な利用について積極的な援助を行うものとする。
緊急時の対応	・入居者は、身体の状況の急激な変化などで緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず職員の対応を求めることができるものとする。また、職員は緊急の要請があったときは、速やかに医療機関への連絡など適切な対応を行う。

7. 協力医療機関

〈協力医療機関等の状況〉

病院名	契約年月日	施設からの距離
千葉徳洲会病院	平成１６年１月３１日	車で　５分
ラビット歯科医院	平成１３年１月２３日	

8. 当施設ご利用にあたって留意いただく事項

迷惑行為等	1）喧嘩、口論、暴行、中傷、泥酔など他人へ迷惑をかけること。 2）ケアハウスの秩序や風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。 3）建物、備品、樹木などの保全を害すること。 4）その他本規程で定められていることに反したり、職員の指示に反した行為。
外出・外泊	外出簿･･･事務所前カウンターにおいてあります。外出の距離に関わらず記入をお願いいたします。施設を出るとき、また帰ったときは必ず時間をご記入下さい。 外泊届･･･事務所前カウンターにおいてあります。外泊が分かった時点で記入し事務所への提出をお願いいたします。 届け出より帰宅が前後する場合は、事務所へご連絡をください。
喫　　煙	館内・居室内は全て火気厳禁のため、禁煙となっています。 喫煙の際は、屋上テラスをご利用ください。
動物飼育	原則として、動物の飼育は禁止です。
面会・来訪	面会簿･･･事務所前カウンターにおいてあります。ご面会の際は来所時間及び退所時間をご記入下さい。 施設へ宿泊(居室・ゲストルーム)される場合は、事務所へご連絡ください。

9. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室　窓口担当者：今野　裕士郎

ご利用方法　　電話番号：047－461－8236

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

千葉県運営適正化委員会(愛称：福祉サービス利用者サポートセンター)

千葉市中央区千葉港４番３号　千葉県社会福祉センター内

電話番号：043－246－0294　　FAX 番号：043－246－0298

※苦情処理第三者委員　氏名：飯島　弘　　電話番号：047－466－6377

永原　広樹　　047－457－2817

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

10. 利用料　　（単位：円）

	対象収入による階層区分 （年間収入）	月額納付額				年間納付額
		サービスの提供に要する費用	生活費	居住に要する費用	合計	
1	1，500，000以下	10,000	51,804	6,400	68,204	818,448
2	1，500，001～1，600，000	13,000	51,804	6,400	71,204	854,488
3	1，600，001～1，700，000	16,000	51,804	6,400	74,204	890,448
4	1，700，001～1，800，000	19,000	51,804	6,400	77,204	926,448
5	1，800，001～1，900，000	22,000	51,804	6,400	80,204	962,448
6	1，900，001～2，000，000	25,000	51,804	6,400	83,204	998,448
7	2，000，001～2，100，000	30,000	51,804	6,400	88,204	1,058,448
8	2，100，001～2，200，000	35,000	51,804	6,400	93,204	1,118,448
9	2，200，001～2，300，000	35,500	51,804	6,400	93,704	1,124,448
10	2，300，001～2，400，000	35,500	51,804	6,400	93,704	1,124,448
11	2，400，001～2，500，000	35,500	51,804	6,400	93,704	1,124,448
12	2，500，001以上	35,500	51,804	6,400	93,704	1,124,448

令和８年８月１日現在

この表における「対象収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費な等の必要経費を控除した後の金額です。

夫婦で入居する場合については、夫婦の収入に必要経費を合算し、合計額の１/２をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が１５０万円以下に該当する時には、夫婦それぞれのサービスの提供に要する費用納付額は一覧表の値より３０％減額した額となります。

上記料金は国の基準に基づいたものです。改正若しくは変更が生じた場合は利用料が変わります。その際には改めてご案内します。

生活費冬期加算として、１１月～３月で２，１５０円、生活費夏季加算として５月～9月で２、１５０円を頂きます。

電気、水道、その他の日常生活費、電話等の使用料は自己負担です。また、利用されたサービスの費用は、自己負担となります。